

事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1件）

- 令和元年6月28日、船員保険遺族年金の追加支給に関する案内文書を受け取られた方からのお問い合わせにより、当該案内文書を誤って、同姓同名の別人に送付していたことが判明しました。

亡くなられたご本人の特定作業において、住所履歴が一致していなかったにも関わらず同一人物であると判断したことが原因です。

お問い合わせをいただいた方に事情を説明のうえお詫びし、お送りした案内文書をご返送いただきました。

再発防止策として、亡くなられたご本人の特定作業において住所履歴が一致していることを確認したうえで、案内文書を送付するよう徹底いたします。